

一般財団法人滋賀県老人クラブ連合会定款

平成 24 年 4 月 1 日施行

平成 24 年 11 月 1 日一部改正

令和 7 年 6 月 16 日一部改正

第 1 章 総 則

(名称)

第 1 条 この法人は、一般財団法人滋賀県老人クラブ連合会と称する。

(事務所)

第 2 条 この法人は、主たる事務所を滋賀県草津市に置く。

第 2 章 目的及び事業

(目的)

第 3 条 この法人は、高齢者の生きがいや健康づくり活動に関する事業を行い、老人クラブ活動の推進を図り、高齢者福祉の増進に寄与することを目的とする。

(事業)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 県下各市町老人クラブ連合会との連絡調整事業
- (2) 老人クラブの育成指導に関する事業
- (3) 老人クラブ指導者の養成指導事業
- (4) 老人クラブに関する調査研究事業
- (5) 高齢者福祉思想の普及宣伝事業
- (6) 機関紙の発行及びホームページの管理運営事業
- (7) 関係官公庁及び諸団体との連絡調整事業
- (8) 全国及び近畿老人クラブ連合会との連絡調整事業
- (9) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第 3 章 資産及び会計

(基本財産)

第 5 条 この法人の目的である事業を行うために不可欠な財産として評議員会で決議した財産は、この法人の基本財産とする。

2 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならない、基本財産の一部を処分しようするとき及び基

本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を得なければならない。

(事業年度)

第6条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第7条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。

2 前項の規定は、事業計画書及び収支予算書の変更について準用する。この場合において、同項中「毎事業年度開始の日の前日までに」とあるのは、「速やかに」と読み替えるものとする。

3 第1項の承認を受けた書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第8条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 正味財産増減計算書

(5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、同項第1号、第3号及び第4号の書類については、定時評議員会に提出し、同項第1号の書類についてはその内容を報告し、同項第3号及び第4号の書類については、承認を受けなければならない。

3 第1項の承認を受けた書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款を主たる事務所に備え置くものとする。

第4章 評議員

(定数)

第9条 この法人に評議員10人以上25人以内を置く。

(選任及び解任)

第10条 評議員の選任は、評議員会の決議により行う。

2 評議員が次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任

することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(任期)

第 11 条 評議員の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第 9 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(報酬等)

第 12 条 評議員は、無報酬とする。

2 評議員には、その職務を執行するために要する費用を弁償することができる。

第 5 章 評議員会

(構成)

第 13 条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第 14 条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 評議員並びに理事及び監事の選任及び解任
- (2) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認
- (3) 定款の変更
- (4) 残余財産の処分
- (5) 基本財産の処分又は除外の承認
- (6) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第 15 条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後 3 か月以内に 1 回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第 16 条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議

に基づき会長が招集する。

- 2 評議員は、会長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(議長)

- 第 17 条 評議員会の議長は、その評議員会において、出席評議員の中から選任する。

(決議)

- 第 18 条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) 基本財産の処分又は除外の承認
- (4) その他法令で定められた事項

- 3 理事が評議員会の目的である事項について提案をした場合において、その提案につき、その事項について議決に加わることのできる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

- 4 理事が評議員の全員に対して評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項の評議員会に報告することを要しないことにつき評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

- 第 19 条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した評議員の中から選出された議事録署名人 2 人以上が議長とともに、前項の議事録に記名押印する。

第 6 章 役 員

(役員の設定)

- 第 20 条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 8 人以上 16 人以内
- (2) 監事 2 人以内

- 2 理事のうち 1 人を会長とする。

- 3 会長以外の6人以内を副会長とし、1人を常務理事とすることができる。
- 4 会長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般法人法」という。)上の代表理事とし、副会長及び常務理事をもって一般法人法第197条において準用する一般法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。
- 5 前項の規定にかかわらず、副会長のうち1人を一般法人法上の代表理事とすることができる。

(役員を選任)

第21条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 会長、副会長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族、その他特別の関係のある理事の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。

(理事の職務及び権限)

第22条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款に定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款に定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ理事会が指名した副会長がその業務執行に係る職務を代行する。
- 4 常務理事は、理事会で別に定めるところにより、この法人の業務を執行する。
- 5 会長、副会長及び常務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
- 3 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

(役員任期)

第24条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第20条第1項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員 の 解任)

第25条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員 の 報酬等)

第26条 理事及び監事は、無報酬とする。

- 2 理事及び監事には、その職務を執行するために要する費用を弁償することができる。

(役員 の 責任の免除)

第27条 この法人は、一般法人法第198条において準用する一般法人法第111条第1項の責任について、役員が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となった事実の内容、当該役員の職務の執行の状況その他の事情を勘案して特に必要と認めるときは、一般法人法第198条において準用する一般法人法第113条第1項の規定により免除することができる額を限度として理事会の決議によって免除することができる。

(顧問)

第27条の2 この法人に、顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、会務について会長の相談に応じる。
- 3 顧問は、理事会の同意を得て、会長が委嘱する。
- 4 顧問は、無報酬とする。但し、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。

第7章 理事会

(構成)

第28条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第29条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長及び常務理事の選定及び解職
- (4) その他法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第30条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 会長以外の理事から理事会の目的である事項を示して、会長に招集の請求があったとき。
- (3) 一般法人法第101条第2項の規定により、監事から会長に招集の請求があったとき。

(招集)

第31条 理事会は、会長が招集する。

- 2 前項の場合において、会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、あらかじめ理事会が指名した副会長が理事会を招集する。
- 3 前条第2号又は第3号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする招集の通知が発せられない場合には、前2項の規定にかかわらず、その請求をした理事又は監事は、理事会を招集することができる。
- 4 理事会を招集するときは、開催日の1週間前までに、各理事及び監事に対して通知しなければならない。ただし、理事及び監事の全員の同意がある場合には、理事会は、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(議長)

第32条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、あらかじめ理事会が指名した副会長がこれに当たる。

(決議)

第33条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案につき、その事項について議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事はその提案について異議を述べたときを除く。）は、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

- 3 理事又は監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会へ報告することを要しない。

(議事録)

第34条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第8章 定款の変更、解散等

(定款の変更)

第35条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

- 2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第10条の規定の変更についても適用する。

(解散)

第36条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(残余財産の帰属)

第37条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(剰余金の分配)

第38条 この法人は、剰余金の分配は行わない。

第9章 公告の方法

第39条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第10章 事務局

第40条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
3 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が理事会の決議を経て別に定める。

第 1 1 章 雑 則

第 4 1 条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に関する必要な事項は、会長が理事会の決議を経て、別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める一般財団法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般財団法人の設立の登記を行ったときは、第 6 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の会長は井上 昇、代表理事である副会長は宮野武男とする。

附 則

この定款は、平成 2 4 年 1 1 月 1 日から施行する。（第 2 7 条の 2 追加）

附 則

この定款は、令和 7 年 6 月 1 6 日から施行する。（第 9 条の一部改正）
